

## 国際教育センターについて

国際教育センターでは、外国人留学生の皆さんの様々な相談に対応しています。分からないことや困ったことがある時には、まず国際教育センターに気軽に相談してください。

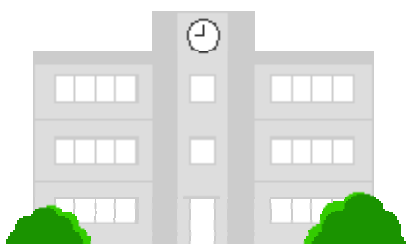
場所 : 清光会館4階

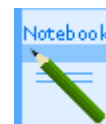
窓口 : 9:00~11:30 / 12:30~17:00

TEL : 049-271-7731

掲示板 : 1号館側および国際教育センター事務室前

※ 留学生への伝達事項や行事のお知らせなどは、掲示板でお知らせしますので、見落としのないように注意して見てください。





## 履修について

大学では、自分の受ける授業を自分で決める必要があります。これを「履修」といいます。また、自分の受けたい授業科目を大学に対して申請することを「履修申請」といいます。受ける授業を決める「履修申請」は、年度初めにある重要な手続きです。必ず毎年度おこなうことになります。

履修の方法については外国人留学生も一般学生も基本的に同じになります。ただし、外国語科目については日本人学生とは履修方法が異なりますので、注意してください。

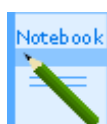
履修については、入学から卒業まで計画的に段階を追って進めてください。「学生便覧」「講義要覧」「授業時間割表」などをよく読み、いろいろな注意事項を理解したうえで、履修申請をして下さい。誤った履修申請をおこなうと、進級や卒業にさしさわることがあります。履修についてわからないことがあったら、必ず自分が所属する学部事務室で相談してください。

大学は、履修申請手続きに基づいて皆さんの履修科目を登録し、受講者名簿や成績原簿等を作成します。従って、履修申請は1科目といえども登録もれや登録間違いがあってはならない手続きです。ここでミスがあると、せっかく1年間授業に出席して、試験を受けてもその科目は無効の取り扱いを受ける結果となってしまいますので、十分に注意して申請しなければなりません。

大学としては、このような重要な手続きが正確に処理されたことを確認する目的で、皆さん自身で申請したすべての科目をもう一度点検してもらうため、「履修確認表」を学生に配布します。各自確認のうえ、間違いがあれば、所属する学部事務室で訂正の手続きをしてください。

これら「履修申請」および「履修確認表」に関する手続きは、すべて皆さんひとりひとりが自己の責任においておこなうものですので、その点に注意してください。

- 履修に関する問い合わせ → 所属学部事務室





## 試験について

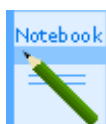
試験には次の種類があります。

- (1) 定期試験・・・学事暦に示された学期末または学年末の試験期間中におこなう試験。
- (2) 平常試験・・・定期試験期間以外の平常の授業時間におこなう試験。
- (3) 追試験・・・定期試験を病気、その他やむを得ぬ理由により受験できなかった学生に対しておこなわれる試験。詳細は学生便覧に書かれていますが、この試験を受けるためには、学部事務室での特別な手続きが必要です。
- (4) 再試験・・・詳細は学生便覧に書かれています。

試験は通常の学習成果を問うものですから、厳正な態度でのぞまなくてはなりません。学生便覧をよく読むとともに試験時間割などの掲示を見落さないよう、十分に注意してください。

また、試験を受ける時には、学生証を必ず机の上に置いて、受験しなければなりません。試験当日、学生証を忘れてしまった場合は、学生課で仮受験票を借りてください。

※ 不正行為は、学則により厳重に処分の対象になります。結果として留年に結びつくことが多く、学生として大変不名誉なことです。絶対にしないでください。





## 授業料減免制度

授業料減免の対象者（在留資格が「留学」であること）は納付期限までに学納金が納められていることが前提となります。くれぐれも、納入期限を厳守するように心がけてください。

さらに条件として、以下のいずれにも該当していない者です。

- (1) 出席日数等の状況から、学業継続の意思がないと認められる者
- (2) 学業成績不振で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 経済的に困難な状況と認められない者
- (4) 留年した者
- (5) 休学中の者
- (6) その他、本学学則、その他規則等に反する行為等、本学学生としての品性に問題があると認められる者

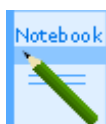
## 奨学金

皆さんにとって物価の高い日本で勉学に励むには、奨学金の有無は切実な問題だと思います。

国際教育センターでは外国人留学生向けの奨学金募集の情報提供および募集をおこなっています。

奨学金には大きく分けて、大学を通して応募依頼がある奨学金と、大学に応募依頼がなく個人応募のできる奨学金の2種類があります。

これら奨学金の募集案内のお知らせは、**国際教育センター事務室前の掲示板**に掲示しますので、見落としのないようにしてください。ただし、奨学金によっては応募資格などの理由により、公募しない場合もあります。





## 住居

本学には寮や宿舎がありませんので、留学生は各自で下宿、アパートを探すことになります。住居の問題は日本人にとって深刻な問題ですから、留学生にとっても住居を見つけることは大変難しい状況です。

アパートを探していて、気に入った部屋が見つかったとき、後から正式に契約する約束で、「契約金の一部」を払い、他の人が借りないように部屋を確保しておいてもらうことがあります。この「契約金の一部」は「手付金」やその他いろいろな名称で呼ばれていますが、契約を取り消したとき（解約時）、トラブルになることがあります。「契約金の一部」として払ったお金はほとんど戻ってこない場合が多いようです。

お金を支払う前に、大家さんや不動産屋さんに以下のことを確認しましょう。

- 支払うお金がどういう性質のものか、そのお金は解約した場合に戻ってくるお金かどうかを必ず聞く。原則的に、自分が正式に契約するとはっきり決めるまでは、お金を払わない。
- 大家さんや不動産屋さんから聞いたことは必ず書面（文章）にしてもらう。
- 契約書はよく読み、意味が分からないことは分かるまで質問すること。

## 用語

家賃： 1ヶ月の部屋代

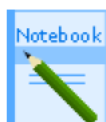
敷金： 家賃の滞納や部屋の損傷に対する保証金。

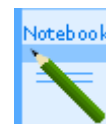
このお金は引越をする時、部屋の修理代を指し引いて残りがあれば返金がある。

礼金： 契約の時、家主（大家さん）に支払う一時金。返金はされない。

仲介手数料： 不動産屋を介して部屋を借りる時、不動産屋に支払う手数料。

- ※ 契約をした部屋に無断で他の人を居住させるのは違反です。また、部屋を出る時は必ず部屋代等の支払いを全て済ませてから部屋を空けてください。
- ※ 部屋を出る時は携帯電話の契約解除、電話料金の支払いを済ませるほかに、ガス、水道、電気、家庭電話の使用料等の支払いも全て済ませてください。





## 大学登録情報の変更について

引越をして住所が変わった時や、携帯電話を替えて電話番号が変わった時などは、所定の変更届けに新しい住所や電話番号を記載して、必ず学生課および国際教育センターに提出してください。用紙はそれぞれの事務室にあります。

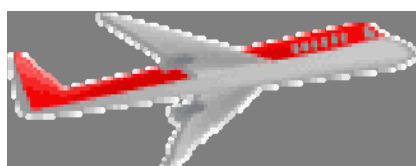
上記の変更手続きがされないと、重要なお知らせや緊急の要件がある時に大学から連絡が取れなくなってしまうので、注意してください。

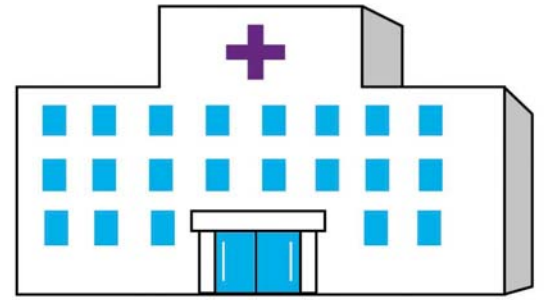
## 一時帰国について

長期休業中に母国へ一時帰国する場合も国際教育センターに届け出てください。

用紙は国際教育センター事務室にありますので、帰国期間（出国と入国）と飛行機の便名を正確に記入してください。

また、授業期間中に止むを得ず一時帰国する場合は、所属学部および国際教育センターに報告してください。





## 国民健康保険について

日本では、外国人留学生であっても、国民健康保険に必ず加入しなければなりません。

国民健康保険に加入することにより、不慮の事故や病気の際に、医療費の自己負担を軽減することができます。国民健康保険証を他人に貸すことも、借りることも日本では犯罪行為となります。

日本では、国民健康保険証も重要な手続きの際の身分証明書として扱われます。紛失や期限切れ、貸し借りをしないように注意しましょう。

## 国民健康保険

国民健康保険への加入手続きは、外国人登録をした市役所（区役所）などの国民健康保険担当課でおこないます。担当窓口で外国人登録証明書を持参して、書類に必要事項を記入してください。被保険者証が交付されます。

国民健康保険の加入にあたっては、月々の保険料が必要です。留学生は「所得」がないことを申請すれば、保険料が軽減されます。

国民健康保険被保険者証を提示すると、健康保険法の適用を受けられる医療費の70%が保険で負担されます。



## 生活情報等



### — 自転車・バイクの運転について —

- 歩行者は右側通行、自動車・自転車は左側通行
- 2人乗りや無灯火で乗らない
- 駐車・駐輪は決められた場所に止め、必ず鍵を掛ける
- 放置自転車には乗らない（犯罪です）
- 新しい自転車を買った時は、買ったお店で防犯登録をおこなう。  
中古または登録済の場合は、譲渡証明書をもらい、登録先の警察署で防犯登録の変更をおこなう。

### — 交通事故で怪我をした場合 —

- 治療費は加害者が負担するため、国民健康保険を使っても診察は受けることができません。このような不慮の事故に備えるために、市・区役所で取り扱っている「交通災害共済」に加入することをおすすめします。

### — ゴミの処理 —

- 家庭からゴミには、いろいろな種類があり、処理方法も異なります。このため、多くの地域では、燃えるゴミ、燃えないゴミなどに分けて収集しています。
- 各地方自治体によって、ゴミの分別方法や収集日時が決められているので、住んでいる地方自治体の分別方法と収集日時に従ってください。

分類例：坂戸市の場合

燃やせるゴミ：紙くず、木くず、生ゴミ、衣類、etc

燃やせないゴミ：靴類、プラスチック製品、金属製品、ガラス製品、etc

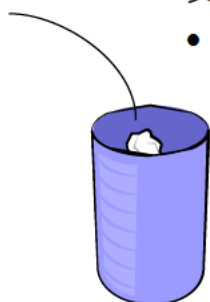
資源ゴミ：プラスチック容器、ペットボトル、カン・ビン

資源紙：新聞紙・チラシ、雑誌、ダンボール、紙パック

資源布：衣類全般

### — 父母後援会 —

- 「父母後援会登録書」の父母欄の記載者（学費負担者）が在学中に亡くなられた場合は国際教育センターまで連絡してください。







## 在留資格等について

本学に在籍する留学生の在留資格は、原則的に全員「留学」です。

- ※ 「留学」の在留資格をまだ取得していない人は、入国管理局で在留資格変更の手続きをしてください。（必要書類：在留資格変更申請書、入学許可書の写しなど）

下記の手続きは国際教育センターでも取次申請をおこないます。

「期間更新」 「再入国」 「資格外活動許可申請」

- ※ 取次申請とは留学生に代わって入国管理局で申請手続きをすることです。（授業料納付済および単位取得が優秀な者）

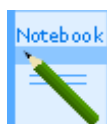
在留期間更新：（在留期間の更新は、2ヶ月前から手続き可能です）

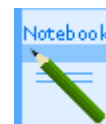
申請の際に、**経費支弁を立証する資料**（送金証明書、日本国内の預金通帳、奨学金受給証明書）などの提出が求められます。

- ※ 現金の持ち込みは認められない場合もありますので注意してください。また他人から借りての入金も認められません。
- ※ 資格外活動（アルバイト）による収入がある場合は、給与を振込にしておくことで、経費支弁証明の際に役立ちます。

必要書類：

- 在留期間更新申請書（5枚）
- パスポート
- 外国人登録証明書（両面のコピー）
- 在学証明書
- 成績証明書（取得単位数確認）
- 経費支弁を立証する資料
- 手数料 4,000円





## 資格外活動許可書

留学生が留学中の学費やその他の必要経費を補う目的でアルバイトをおこなう場合には、必ず資格外活動許可が必要となります。

なお、在留期間更新の際に、アルバイトの給与は口座振込にしておく  
と経費支弁証明に役立ちます。

活動内容について：

週 28 時間以内

長期休業期間は 1 日 8 時間以内

必要書類：

資格外活動許可申請書

パスポート

外国人登録証明書（両面のコピー）

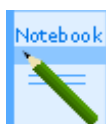
※所得税免除について

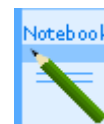
中国人留学生の場合、所得税の全額免除を受けることが可能です。これは日中租税条約 21 条に基づいて、アルバイト給与が留学生本人および在日家族の生計、教育等に充てられている場合に限り、所得税全額免除を受けられます。

中国以外の国の留学生については、国によって状況が異なりますので、最寄りの税務署（源泉所得税課）か税務相談室に直接問い合わせてください。また、「届出書」用紙は、各税務署に置いてあります。

※資格外活動（アルバイト）をする上での注意

風俗営業・性風俗関連営業がおこなわれている所でのアルバイトは禁止されています。（キャバレー、ナイトクラブ、バー、マージャン店・パチンコ店、ゲームセンター、すべての性関連風俗店では、アルバイト（掃除など含む）が禁止されています。路上でのビラやティッシュ配りも上記店舗の宣伝の場合には、同様に違反になります。





## 再入国許可

一時的に本国に帰国したり、他の国に行く為に、日本を出国する場合は、あらかじめ入国管理局で再入国許可を受けて出発しなければなりません。再入国許可は、1 回限りのものと数次有効の許可があります。

### 必要書類：

- 再入国許可申請書（1 枚）
- パスポート
- 外国人登録証明書（両面のコピー）
- 手数料（1 回限り→3,000 円 数次有効→6,000 円）

- ※ 帰国・出国の際には、再入国手続きを必ずおこなうとともに、国際教育センターに必ず届け出てください。  
また、母国から帰国した際に、著しい身体の異常を感じられる時は通関時に申し出をしてください。また、帰国からしばらく経って、身体の変化を感じた場合には保健所等に連絡をしてください。

## 外国人登録手続き

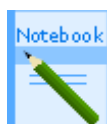
日本に入国した外国人はその上陸の日から 90 日以内にそれぞれの居住地（住所のある所）の区役所で登録手続きをおこない、外国人登録証明書の交付を受け、それを常に携帯していなければなりません。

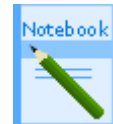
登録事項に変更が生じた時（資格変更、期間更新、住所変更等）は 14 日以内に変更登録の申請をする必要があります。

また、外国人登録証明書に記載されている「次回確認（切替）申請期間」に注意し、切替手続きをしてください。

### 必要書類：

- 外国人登録申請書
- パスポート（提示のみ）
- 写真 2 枚（たて 4.5cm よこ 3.5cm 6 ヶ月以内に撮影したもの）

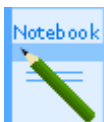
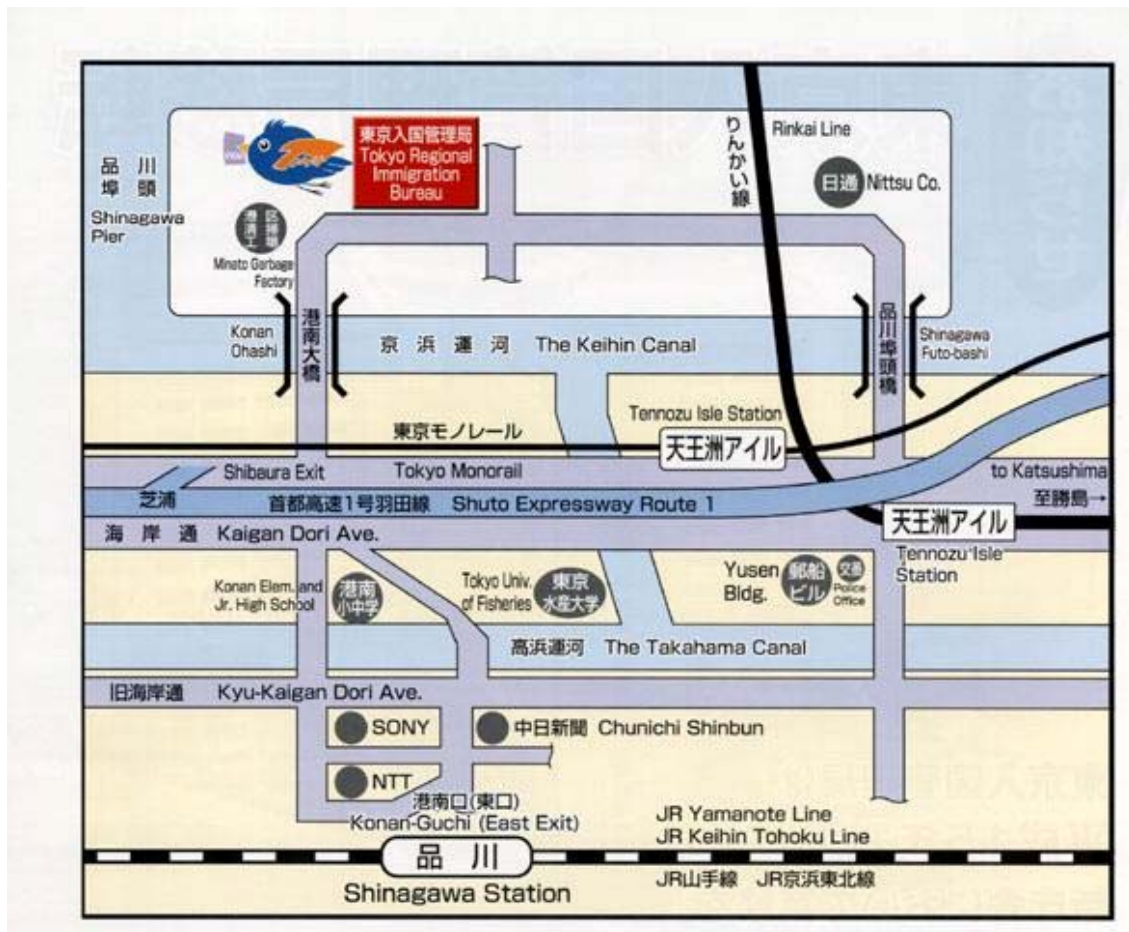


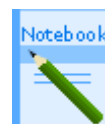


## 東京入国管理局

庁舎所在地： 東京都港区港南5-5-30  
電話番号： 03-5796-7111 or 7107

交通機関： JR品川駅港南口（東口）から都バス⑧番乗り場「品川埠頭循環」乗車、「東京入国管理局前」下車  
東京モノレールまたはJRりんかい線（埼京線乗入）  
天王洲アイランド駅から徒歩15分





# 東京入国管理局

## さいたま出張所

所在地： 埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第2法務総合庁舎 1F

電話番号： 048 - 851-9671

交通機関： JR 埼京線 与野本町駅下車 徒歩 10分

